

学校における働き方改革

# 猿払村アクション・プラン

(第3期)

～「働きやすさ」と「働きがい」のある  
職場づくりを目指して～

令和6年7月

令和8年3月一部改定

猿払村教育委員会

## I はじめに

3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、地球規模で進む気候変動やDX・GXの進展など、社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。

このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。

そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められています。

一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要があります。

こうした中、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

## II これまでの取組の成果と課題

猿払村教育委員会(以下「村教委」という。)では、平成30年6月に、「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」を、令和3年6月には、令和5年度までを取組期間とする「学校における働き方改革猿払村アクション・プラン(第2期)」(以下「現アクション・プラン」という。)を策定し、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。その主な取組の成果と課題は次のとおりです。

### (1) 現アクション・プランに基づく取組の実施

現アクション・プランでは、「働き方改革手引「Road」の積極的な活用」「ICTを積極的に活用した業務等の推進」など6項目を重点取組として、項目ごとに目標指標を掲げ、取組を推進してきました。その結果、各指標ともに改善が見られ、これらの取組の一定の定着が図られています。

### 【アクション・プランに掲げた指標の推進状況】

指標	R5年度末時点の状況
働き方改革手引「Road」の積極的に活用した学校	5校中3校(60%)
ICTを積極的に活用した業務等を推進した学校	5校中4校(80%)
(中学校)部活動方針を徹底した学校(休養日・活動時間の遵守)	1校中1校(100%)
ワークライフバランスを意識した働き方を推進した学校	5校中5校(100%)
上限時間を超える職員の縮減に取組んだ学校	4校中4校(100%)

学校閉庁日に全員が出勤せず休暇や休日を過ごせた学校	5校中5校（100%）
教育委員会の学校サポートを実感できていると回答した学校	5校中5校（100%）

## (2) 学校における ICT 環境の整備

国の「GIGA スクール構想」により、学校における高速大容量のネットワーク環境整備の推進と、子ども一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことが示され、さらに、令和 2 年 2 月以降における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急時においても、ICT の活用により子どもたちの学びを保障する環境の実現を目的として、「1 人 1 台端末」の計画が前倒しされるなど、学校における ICT 環境の整備が進み、個別最適な学びや協働的な学びの充実が図られるとともに、遠隔授業やオンライン学習の実施など、ICT を活用した教育活動が広がり、学びのスタイルが大きく変化しました。

こうした中、校務を効率化し、事務作業時間の削減を図るため、ICT を積極的に活用し、自動的かつ継続的なデータ取得や情報共有の即時化、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業の実施など、業務等の一層の改善が求められています。

国では、令和 5 年 3 月の「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」の提言に基づき校務のデジタル化を推進しており、こうした国の動向を踏まえながら、校務の効率化や教育データの利活用に取り組む必要があります。

## (3) 部活動の地域移行

部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであり、この取組は、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものです。

村教委では、令和 4 年 12 月に国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間に於いて公立中学校の休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めることとされており、検討や取組を進めているところです。

## (4) 教育職員に係る時間外在校等時間(超過時間)の状況

労働安全衛生法の改正により、勤務時間の管理が明確化されたこと等を踏まえ、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる責務として、各学校においては勤務時間の把握・計測を行っています。（次ページに 3 カ年の結果（平均値）を掲載）

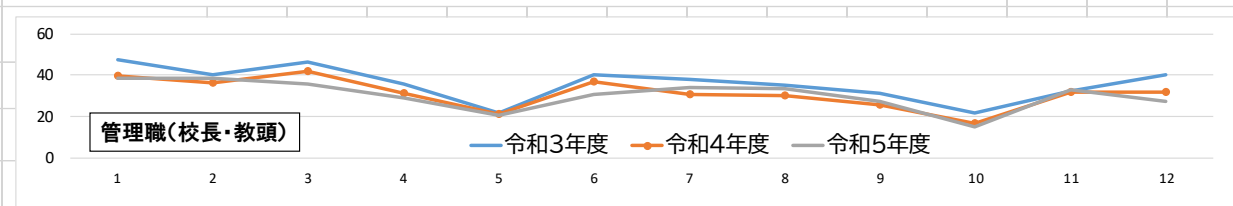
村道教委では、現アクション・プランの目標として、教育職員の時間外在校等時間の目標を 1 か月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内とし、小学校で改善されている状況が見られるものの、中学校や管理職では上限を超える職員数が存在しており、目標の達成には至っていない状況です。

## (5) 取組の総括

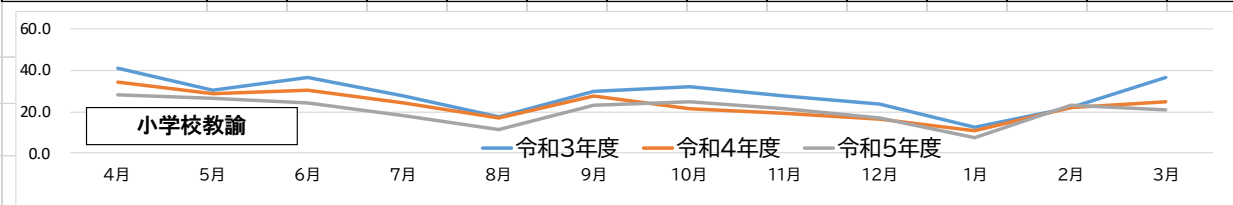
村教委では、前記の取組など猿払村アクション・プランの推進により、働き方改革の取組が着実に定着している様子が見えつつ一方で、教員の時間外在校等時間の状況には改善が見られるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況となっています。

そのため、現アクション・プランが終了した令和 6 年度以降においても、これまでの取組を継承しつつ、更なる改善・充実を図り、村教委と各学校とが緊密に連携しながら継続的かつ計画的に、実効性のある取組を進めていく必要があります。

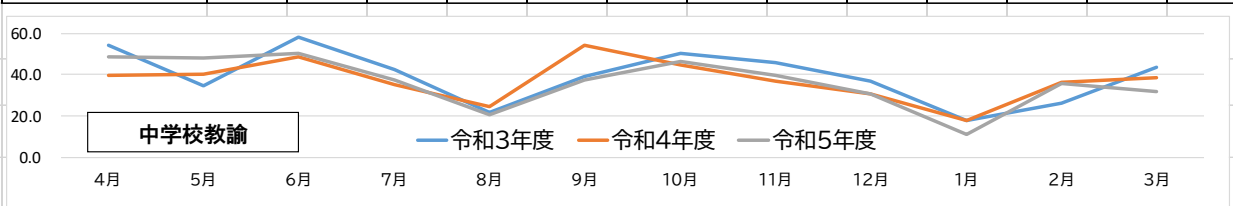
○平均時間外在校等時間（区分毎の職員の毎月時間外勤務の平均時間）の状況



村内管理職（校長教頭）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12か月間の合計時間
令和3年度	47.7	40.0	46.5	35.9	21.6	40.1	37.8	35.0	31.4	21.9	32.4	40.2	430.5
令和4年度	39.7	36.4	42.0	31.6	21.5	37.0	30.8	30.2	25.9	16.8	31.9	32.1	375.9
令和5年度	38.5	38.5	35.7	29.2	20.8	30.8	34.3	33.4	27.5	15.2	33.2	27.3	364.4



小学校教諭	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12か月間の合計時間
令和3年度	40.8	30.3	36.5	27.4	17.3	29.6	32.0	27.3	23.7	12.5	22.2	36.5	340.2
令和4年度	34.3	28.6	30.6	24.4	17.1	27.5	21.7	19.3	16.6	11.0	21.9	24.5	277.4
令和5年度	28.3	26.4	24.0	18.0	11.1	23.0	24.7	21.2	17.1	7.5	23.2	21.0	245.4



中学校教諭	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12か月間の合計時間
令和3年度	54.1	34.4	58.1	42.2	22.0	38.9	50.3	45.6	37.1	17.7	26.2	43.8	470.4
令和4年度	39.5	40.1	48.4	35.1	24.5	53.9	44.8	36.6	30.7	18.0	36.3	38.3	446.2
令和5年度	48.5	48.2	50.5	37.5	20.8	37.4	46.3	39.9	30.5	10.9	35.8	31.8	437.9

※赤字は上限超過

### Ⅲ アクション・プラン(第3期)の基本的な方針

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。村教委ではこれまで、現アクション・プランに基づき学校における働き方改革を進めてきましたが、依然として目標の達成には至っていない状況であり、働き方改革の理念を実現するため、現アクション・プラン策定以降の教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえた新たなアクション・プラン(以下「アクション・プラン」という。)を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進します。

#### (1) アクション・プランの性格

アクション・プランは、改正後の給特法第8条第1項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措

置に関する指針」(令和7年文部科学省告示第114号。以下「国指針」という。)に即して定め、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。併せて、国指針に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、猿払村立学校管理規則(平成10年教育委員会規則第1号。「教育委員会規則」という。)第31条の4第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

(2) 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針に基づき、村教委の方針等に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

【目標】

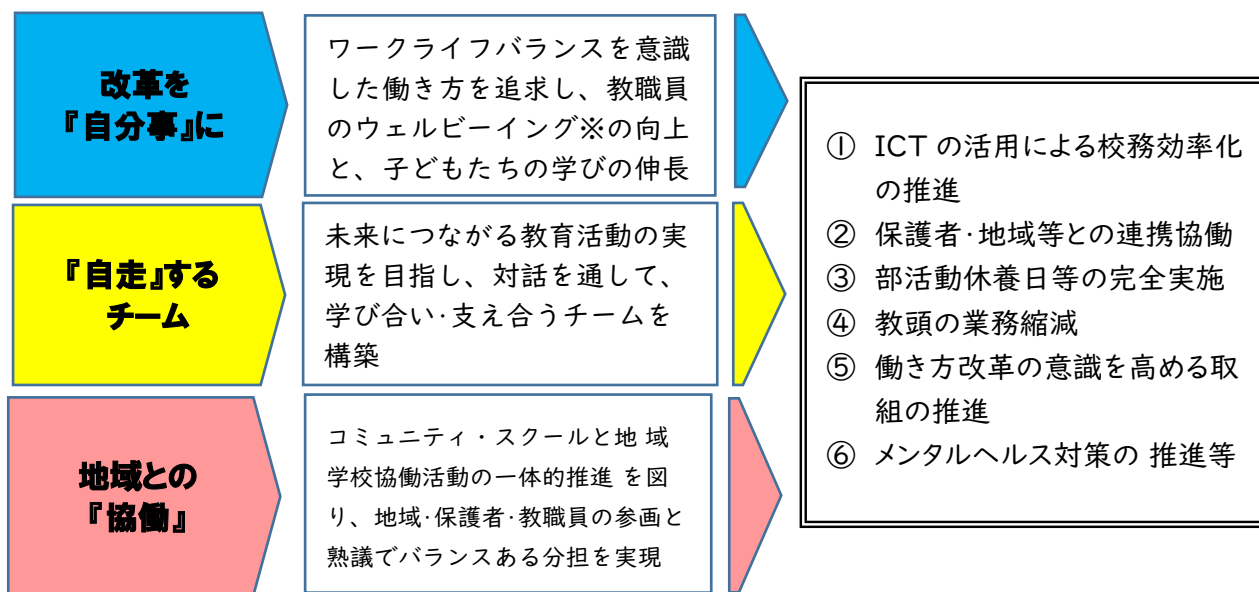
教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)

※全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。

【目指す姿】

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進。

【重視する視点】



【取組期間】

令和6年度から令和8年度までの3年間とし、村教委と各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の達成に向けて全力で取り組みます。

※ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。(第4期教育振興

基本計画より)

～教員のウェルビーイングを高める主な要素～

「学校の仕事楽しい」「心身が健康である」「生徒との信頼関係」「子どもの成長を実感」  
「教育に意欲を感じる」「職場の居心地が良い」「保護者や地域とのつながり」

### (3) 村教委及び学校の役割

#### ア 村教委の役割

- ・アクション・プランや所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、適切に指導します。
- ・市町村立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施します。
- ・毎年度、市町村立学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施します。
- ・特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

#### イ 学校の役割

- ・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。
- ・校長は、アクション・プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、「Road」や国の「働き方改革事例集」等を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

### (4) 推進体制と取組の検証・改善

#### ア 推進体制

猿払村校長会議を「学校における働き方改革推進委員会」として位置付け、アクションプラン（第3期）の推進を図ります。

#### イ 取組の検証・改善等

村教委は、毎年度末に取組の検証を行うとともに、校長会議のほか教頭会議の場を活用して学校の取組状況の進捗管理に努め、改善を図ります。

また、アクション・プランの各項目の進捗状況を管理するとともに、施策の検証等の結果や国の動向等を踏まえ、取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じてアクション・プランの見直しを行います。

### (5) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠です。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要です。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、学校運営協議会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら円滑に学校運営を行うよう努めます。

また、村教委においては、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革

の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表します。

(6) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

村教委、学校は、国指針で改めて示された「学校と教師の業務 3 分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努めます。

業務の適正化の推進にあたっては、「3 分類」に基づく 19 項目の具体的な業務やアクション・プランの具体的な取組の実効性を確保するための各主体による「対応策の例」」も参考に、村教委と学校のそれぞれが役割を果たしながら、取組を進めます。

【学校と教師の業務 3 分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間との連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

## IV アクション・プラン（第3期）の具体的な取組

### Action 1 校務の効率化と役割分担の推進

#### (1) ICT の活用による校務効率化の推進

##### 《村教委・学校》

各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。

##### 《村教委》

- ・道教委の取組を参考にしながら校務の効率化を図るとともに、GIGA スクール構想や学校DXを推進する。
- ・統合型校務支援システム未整備校への導入を検討するとともに、職員の異動により校務のICT環境の変化による業務負担が生じないように努める。

##### 《学校》

- ・道教委や村教委の取組を踏まえるとともに、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段のデジタル化を進めるなど、校務処理の負担軽減を進める。

#### (2) 保護者・地域等との連携協働

##### 《村教委・学校》

- ・国指針で示された業務の3分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進する。
- ・保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、学校の業務の実情や働き方改革の各種取組について、積極的な広報及び情報提供を行う。
- ・学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を核として地域の実情に応じた効果的な活動を促す。
- ・学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について積極的に総合教育会議の議題とするなど、首長部局と教育委員会が一体となって学校における働き方改革の実効性を高める取組を推進する。
- ・保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間についての情報と併せて、日頃から、学校の取組などについて幅広く情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校便りやホームページで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知する。
- ・学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進める。

#### (3) 専門スタッフ等の配置促進

##### 《村教委》

- ・教育の質の向上や、教員が教員でなければできない業務に集中できる環境の整備のため、スクールカウンセラー等の専門スタッフ、部活動指導員や学校支援員等の支援スタッフの配置を進める。

## Act ion 2 部活動指導に関わる負担の軽減

### (1) 部活動休養日等の完全実施

《村教委・学校》

- ・「猿払村の部活動の在り方に関する方針」(以下「方針」という。)に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日と定めた活動時間を徹底する。

#### ○方針(概要)

##### ① 部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第 3 日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めること。

##### ② 部活動の活動時間

- ・1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度とすること。

《学校》

- ・方針を踏まえ、学校において策定したガイドラインに基づいて休養日と活動時間を設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

《村教委・学校》

- ・方針を踏まえ、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、部活動指導員の配置に向けて制度化や人材確保を進める。

《学校》

- ・学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とする。
- ・特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図る。
- ・部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。
- ・教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### (3) 大会等に係る負担の軽減

《学校》

- ・部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

#### (4) 部活動の地域移行

##### 《村教委》

- ・『公立中学校等の休日の部活動を段階的に地域移行することを基本とし、令和7年度までに、取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。（北海道部活動の地域移行に関する推進計画）』に基づき、拓心中学校の部活動地域移行の取組を進めるものとする。しかしながら、それぞれの部活動や競技団体などで実態や環境（活動日や時間、休日の練習有無等）が異なることから、猿払村の実情にあった地域移行を模索検討し、平日も含め可能な限り早期の実現を目指すものとする。

##### 《学校》

- ・生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、村教委や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

### Action3 学校運営体制の見直しなどによる改善

#### (1) 教頭の業務縮減

##### 《村教委》

- ・「学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務負担の解消に向けた取組を進める。」という道教委の方針に沿って対応する。

負担とされている各種調査業務の対応について、道教委等からの調査物がその大半を占めており村教委独自で実施する調査はほぼ無いことから、余裕をもった提出期限の設定やわかりやすいメールでの調査実施のお知らせなどを今後も継続するとともに、過去データの提供やひな形の作成等、依頼に応じて負担軽減に繋がる取組を実施する。

- ・定例で開催する教頭会の場を活用し、業務効率化・負担軽減に繋がる意見要望を随時受け付け、即座に対応が難しい事案についても必要な予算措置を検討する。

##### 《学校》

- ・校長は、組織的な学校運営を行うに当たり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備する。
- ・管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図る。

#### (2) 学校行事の精選・重点化

##### 《村教委》

- ・各学校における行事の見直しが適切に行われるよう必要な指導・助言を行う。
- ・学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行う。

##### 《学校》

- ・それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要なとされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図る。
- ・学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協

議会等を通じて共通理解を図る。

- ・学校行事等の準備・運営について、チーム（教職員、児童・生徒会等）で取組むとともに、必要な支援を村教委に依頼する。地域の実情に応じた精選や見直しを進めながらもより効果的で充実した学校行事となるよう保護者や地域の協力を仰ぐものとする。

### (3) 適切な教育課程の編成・実施

《村教委》

- ・標準授業時数を大きく上回った(小・中学校等は年間 1,086 単位時間以上)教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

《学校》

- ・各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントする。
- ・授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫する。

### (4) 適正な勤務時間の管理等

《村教委》

- ・各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。
- ・各学校に対し、やむを得ず「超勤 4 項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行う。
- ・「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組(勤務間インターバル)について、実施に向けた効果的な在り方の検討を進める。

《学校》

- ・校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定する。
- ・校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。

### (5) 「チーム学校」としての取組の推進

《村教委》

- ・引き続き「Road」や国の「働き方改革事例集」を積極的に活用するよう促す。

《学校》

- ・「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮する。
- ・コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間

のコミュニケーションを図る。

- ・明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるに当たり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取り掛かれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高める。
- ・校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組む。

#### (6) 若手教員への支援

《学校》

- ・若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

#### (7) 学校の組織運営に関する見直し

《村教委》

- ・学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

《学校》

- ・設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図る。

### Action 4 意識の変容を促す取組

#### (1) 働き方改革の意識を高める取組の推進

《村教委》

- ・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。
- ・働き方改革を進める上で PDCA サイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導する。
- ・働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映する。
- ・管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。

《学校》

- ・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定する。
- ・校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進める。
- ・管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図る。

特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討

するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。時間外在校時間が80時間を超える職員については医師による面談実施を促し、結果を踏まえた業務改善を行う。

## (2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

### 《学校》

- ・学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進める。
  - ① 月2回以上の定時退勤日の実施
  - ② ワークライフバランス推進強化期間(8月・1月)における年次有休休暇の取得促進や定時退勤日の拡大など取組を強化する。
  - ③ 15日以上年次有給休暇の取得促進
- ・保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図る。
- ・管理職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- ・管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

## (3) 働き方改革に関する研修の実施

### 《村教委》

- ・職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修の機会を活用することや、働き方改革に関する校内研修用のワークシート等を提供し、各学校における校内研修の実施を促す。

### 《学校》

- ・業務の改善・見直しなど、校内研修用のワークシート等を活用したら働き方改革に関する校内研修を計画する。

## (4) これまでの取組の着実な推進

### ア 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

#### 《村教委・学校》

- ・心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備する。

### イ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

#### 《村教委・学校》

- ・「校務支援システム」「出退勤記録システム」を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録する。なお、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努める。

また、村教委は教育職員の在校等時間等を適宜、公表する。

- ・校長会議などにおいて、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促す。

#### 《学校》

- ・校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行う。

### Action 5 学校サポート体制の充実

#### (1)メンタルヘルス対策の推進等

##### 《村教委》

- ・労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施と全教職員の受検を徹底するなど、所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進する。

##### 《学校》

- ・校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる職員がいる場合は村教委及び学校医に報告する。
- ・校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組む。

#### (2)トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

##### 《村教委》

- ・学校のみでは解決が難しい課題については村教委が積極的に対応について支援する。
- ・学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化する。

#### (3)研修・会議の精選・見直し

##### 《村教委》

- ・教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討する。
- ・定例的に実施している諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、校長会や教頭会と連携しながら廃止も含めて更なる精選を行う。
- ・特に情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンライン開催や書面開催など簡素化・効率化を図るものとする。
- ・村教委が招集する学校教職員を参集する各種会議については、勤務時間内に会議が終了することを原則とした開始終了時間を設定するよう努めるものとする。村内学校が集合し実施する会議や研修等のほか、村教委以外の村行政部局が実施する会議についても同様に行うよう促すものとする。

#### (4)勤務時間外における電話対応の見直しの促進

##### 《村教委》

- ・勤務時間外における電話対応による教職員の疲労・心理的負担を軽減し、定時退勤

を促進するため、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の導入を検討し、欠席連絡等についてはフォームなど電子ツールの活用を促進する。

- 学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性と意義を発信し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進する。

#### 学校における働き方改革の推進に響いたっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。  
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 村教委及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることがや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。  
なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ること。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。  
村教委及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めること。
- (5) 村教委及び校長は、過重労働による健康障害を防ぐため、学校医による面接指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努めること。